

議案第二号

高輪台小学校敷地の一部用途廃止について

令和五年一月十一日

令和5年1月11日  
教育委員会議案資料 No. 2

港区教育委員会

高輪台小学校敷地の一部用途廃止について

審議内容

高輪台小学校校舎（プール棟）の増築に伴い、建築基準法令に基づき道路状に整備した敷地の一部について、道路区域に編入するため用途廃止します。

1 学校の略歴

昭和10年2月 現校舎竣工  
 平成17年2月 現校舎大規模改修及び体育館増築工事竣工  
 平成22年3月 隣地用地取得  
 令和2年6月 増築校舎（プール棟）竣工

2 行政（教育）財産の用途廃止について

(1) 財産の表示について

分類	名称	所在（地番）
行政(教育)財産	高輪台小学校	港区高輪二丁目418番2

種類	種目	数量	構造形式等
土地	敷地	6806.82 m <sup>2</sup> のうち 34.57 m <sup>2</sup>	—

(2) 用途廃止の理由及び用途廃止後の措置

高輪台小学校校舎（プール棟）の増築に伴い、建築基準法令に基づき道路状に整備した敷地の一部について、道路区域に編入するため。

用途廃止後は街づくり支援部に所管換を行い、道路法に基づき告示されることで道路区域に編入されます。

## 参考条文（該当部分のみ抜粋）

## ○建築基準法

## （道路の定義）

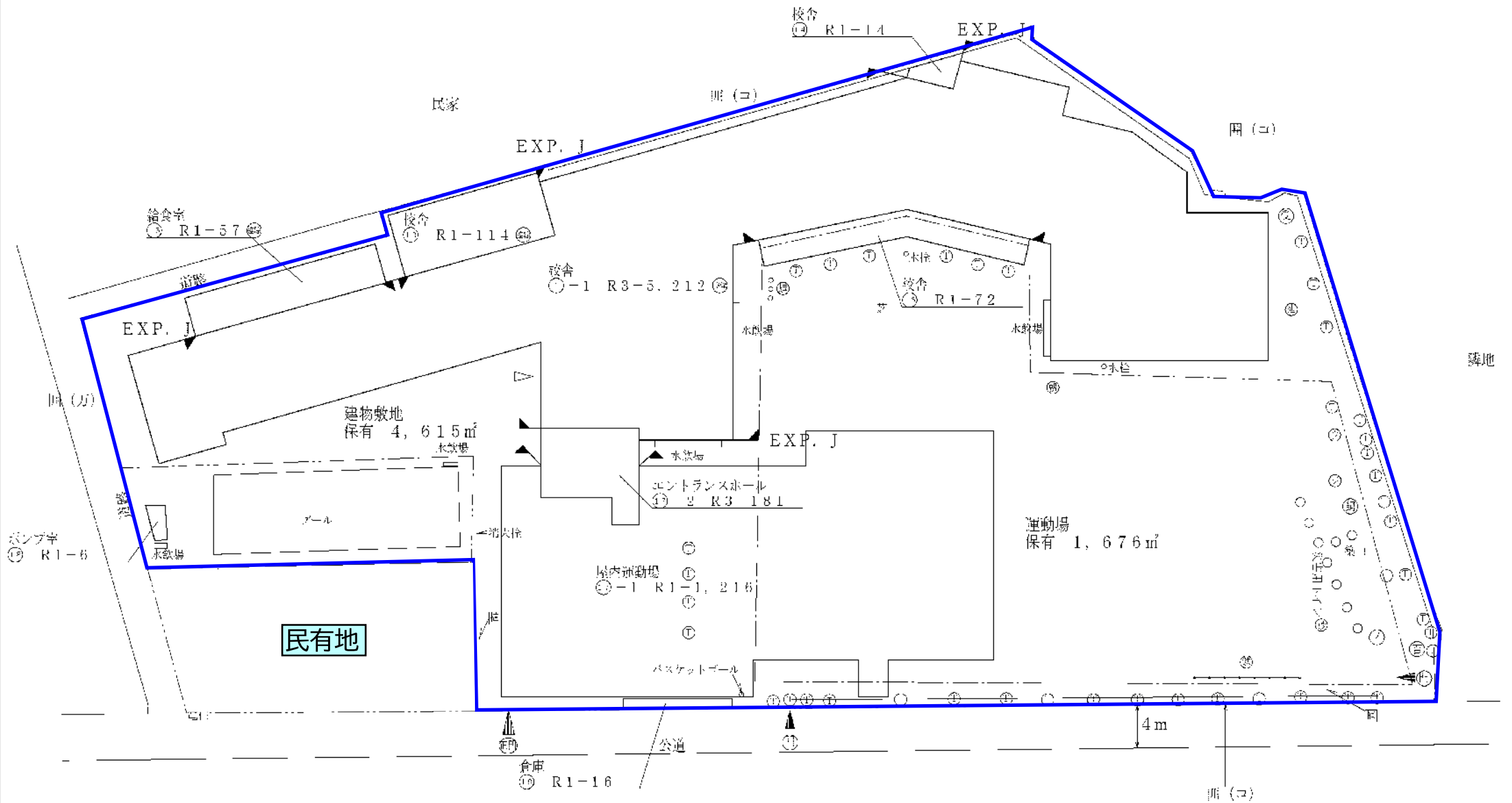
## 第四十二条

- 2 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離二メートル（同項の規定により指定された区域内においては、三メートル（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、二メートル）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離二メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離四メートルの線をその道路の境界線とみなす。

(平成21年度)

用地購入前

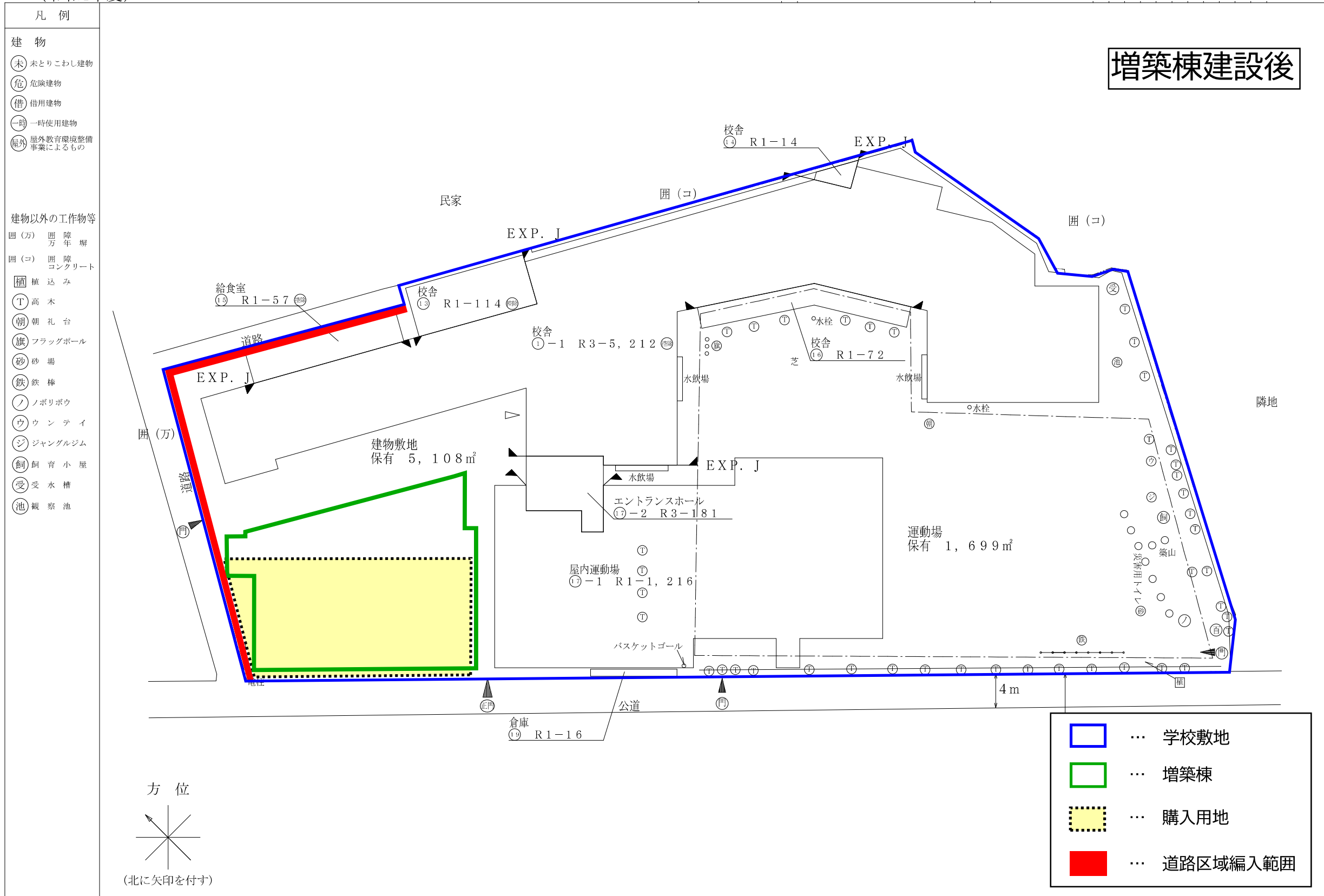
- 凡例
- 建物
- (一) 未利用の建物
  - (危) 危険建物
  - (非) 非住居建物
  - (特) 特種用途建物
  - (特) 用途が不明な建物
  - (特) 用途が不明な建物
- 建物以外の工造物等
- (一) 一般
  - (二) 一般
  - (三) 一般
  - (四) 一般
  - (五) 一般
  - (六) 一般
  - (七) 一般
  - (八) 一般
  - (九) 一般
  - (十) 一般
  - (十一) 一般
  - (十二) 一般
  - (十三) 一般
  - (十四) 一般
  - (十五) 一般
  - (十六) 一般
  - (十七) 一般
  - (十八) 一般
  - (十九) 一般
  - (二十) 一般
- 池
- (一) 池
  - (二) 池
  - (三) 池
  - (四) 池
  - (五) 池
  - (六) 池
  - (七) 池
  - (八) 池
  - (九) 池
  - (十) 池
  - (十一) 池
  - (十二) 池
  - (十三) 池
  - (十四) 池
  - (十五) 池
  - (十六) 池
  - (十七) 池
  - (十八) 池
  - (十九) 池
  - (二十) 池
- 方位
- (北に矢印を付す)



... 学校敷地

(令和4年度)

増築棟建設後



# 特別区道路線区域変更略図

港区高輪二丁目地内

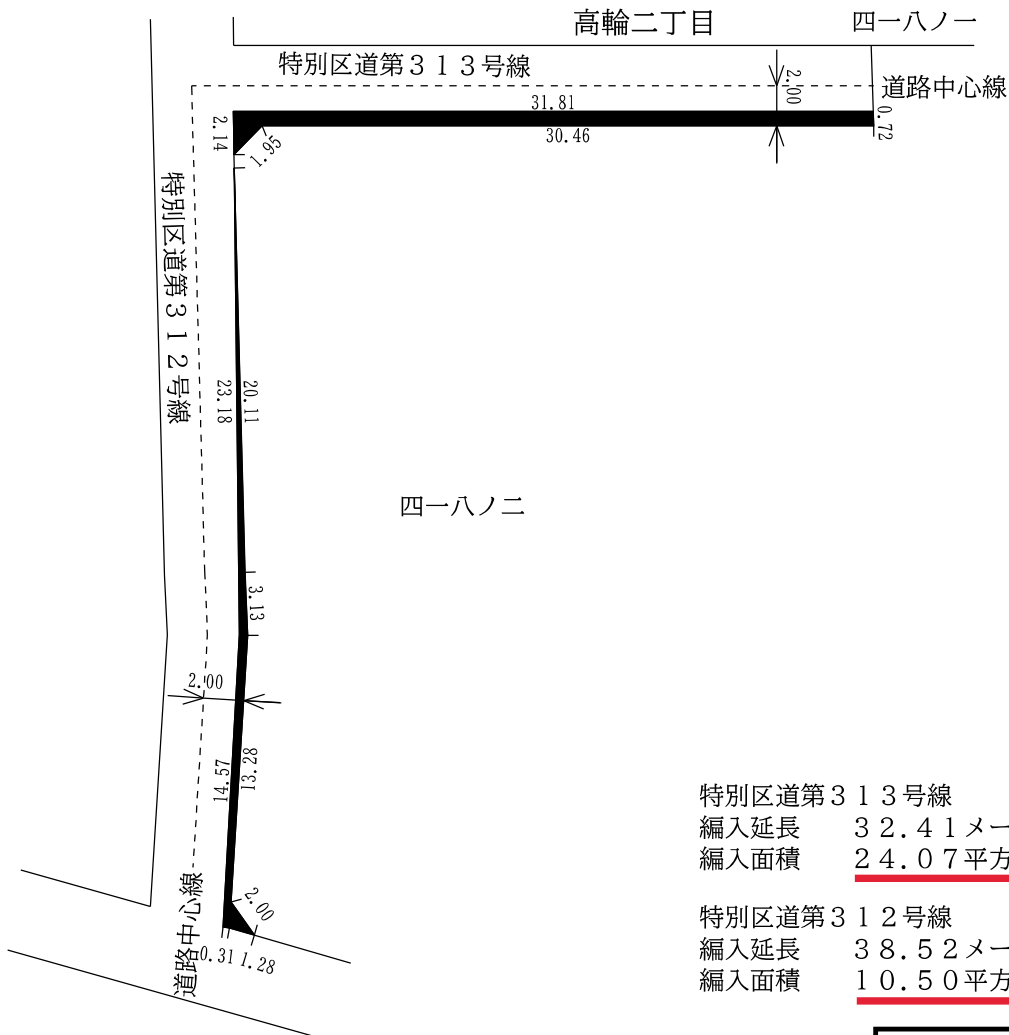
## 案内図



## 凡例

- 8 街区番号
- 四一八ノ二 地番
- ==== 国道
- ==== 都道
- ==== 特別区道
- 私道
- 編入区域

## 詳細図



- 特別区道第313号線  
編入延長 32.41メートル  
編入面積 24.07平方メートル
- 特別区道第312号線  
編入延長 38.52メートル  
編入面積 10.50平方メートル

**計：34.57m<sup>2</sup>**

【北側道路】

<整備前>



<整備後>

